特集・今日の大学教師像

大学改革と教師の責任

寺﨑　昌男
（東京大学・教育学部）

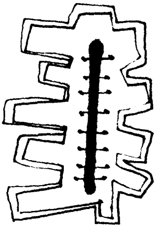

□ 激しい流れ

大学の設置基準の「大綱化」を初めとする一連の文部省令の発布以後、つまり一九九一年七月以降の大学再編の動向は、まことに激しいものがあります。

ここに記すまでもなく、とくに一般教育をめぐる動きは激しく、京都大学、東北大学、千葉大学、その他各地の国立大学で教養部の廃止あるいは学部新設が決まり、同様の動きは他の国立大学や教養部を持っている私立大学でもひろがっていると聞きます。体育の授業はつぶれるのか、と危ぶむ声があるかと思えば、この機会を利用して懸案の学部再編を果したいと考える大学、短大から四年制への転換を模索する大学などなど、その動向は、なかば冷笑気味の大学報道にもあおられて、広がる一方のように見えます。

今年から二、三年間、日本の大学の内部地図は大きく書き換えられることでしょう。

　変化は、もちろん省令だけによって作られたのではありません。省令で大学が動く、という――それ自体としては深刻な問題をはらむ――構造と状況があることは否定できませんが、それにもまして大きいのは、これまたいうまでもなく一九九三年以後から二一世紀にかけて起きる十八歳人口の激減という大状況の変化です。中・小の私立大学、地方の女子大学、短期大学、また戦後大学になった国立大学にとっても、この影響は深刻です。臨教審答申に始まり、大学審議会答申、文部省令とたたみかけられている一連の大学政策の流れは、この変化に対応してサバイバル・ゲームを強いられていく日本の大学の「足もと」を見定めた一打ということができます。

　私たち大学に籍をおく者は、この人口減が果たして自分の大学にとって本当に危機をもたらすのか、という冷めた目を持つことをまず求められるでしょう。その上で、この「危機」に対処すると称して進められる学内・外の動きについても、慧い目をもって対応することが求められるでしょう。激しい流れの中にある現在は、大学教師が大学の動向にたいする真に有用な知識と洞察とを持つことが求められている時代でもあるのです。

　ここでは、現在の政策的・学内的改編動向に関してわたくしの持っている若干の情報を記すとともに、それらに対する考え方について、所懐の一部を記してみることにします。ちなみに、表題の「大学改革と教師の責任」というのは編集委員会の依頼に添ってつけたのですが、わたくしはこのテーマのニュアンスを好みません。「他人に『責任』

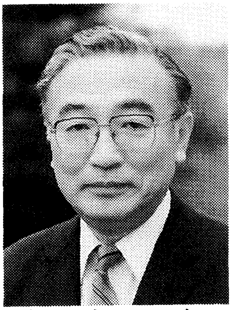

てらさき・まさお●一九三二年生まれ●専攻は日本教育史・大学史●主な著書に『日本における大学自治制度の成立』（一九七九年、評論社）『大学教育』（共著、戦後日本の教育改革九、一九六九年、東大出版会）『戦後の大学論』（共編著、一九七〇年、評論社）『東京大学百年史』（共編著、通史一～三巻、資料一～三巻、一九八四年～八六年、東京大学）『御雇教師ハウスクネヒトの研究』（共著、一九九一年、東大出版会）●近・現代の大学史研究に専念してきました。執筆や報告の機会に恵まれている現在は意外でもあり、同時に日本の大学にとって不幸な時代ではないかと思っています。

を説くぐらいなら、大学人として自分の大学ではたすべき責務や課題がたくさんあるはずだ」といわれたら返す言葉がないからです。

したがって、ここでは「心構え」とか「姿勢」とかいったはなしはなるべく避け、わたくし自身が得ている情報や感じている事がらの中で、共有しておいたほうがよいと考えられることどもを記すことに専念します。そしてそのことを通じて、この時代が、私ども大学教師にあらためて問うているものは何かの一端を考えてみたいと思います。

知るかぎりでは、大学教育問題に関心を持ったり、教育学を専攻したりしておられる先生方は、カリキュラム再編や部局の再編統合などを審議する会議で発言を求められることも多く、年齢にかかわらず全学委員などに選ばれたりするようです。頭の中では、そのような方たちに役に立つようなことをとくに力を入れて記したいと思っています。

□　一般教育のこと

今回の改革の中でもっとも大きな変化が、「大学の一般教育をどう考えるか」にあることは記すまでもありません。大学設置基準の「科目区分」がなくなり単位数の拘束も少なくなったというただ一つの制度改革が、うねりのような変化を生みだしたことも先に記したとおりです。この事態に対処する際、わたくしどもは、少なくとも三つの目をもっておく必要があると思います。

第一は、今回の設置基準の大綱化は、一般教育・専門教育・体育その他の教育等々の「科目区分」を文字通り「しなくてもよい」と決めただけであって、一般教育を廃止してもよいとしている訳ではないということです。

なぜわかり切ったことを書くかというと、少なからざる大学で、この改定があった以上一般教育は廃止になったのではないか、といった思いこみが語られているということを聞くからです。さらに「教養部」も廃止することに決まった、という観測が流れていると聞きます。とんでもありません。文部省すら「一般教育が大学から消えてもよい」とは考えていませんし、教養部の解体を決定しているわけではないのです。

私立大学協会における講演の中で「専門教育のみを行う大学の設置が申請されたらどうするか」という問題に対して、元・高等教育局審議官は「設置基準違反である」と答えています。また、教員組織について、「とくに教員組織をタテ割りにする場合と教養部を継続保持する場合とで、

教員定数のカウントを変えなくてはならないのかどうか」に対しても、「設置基準上は同じである。ただし、設置審査では主要授業科目には専任教員が必要であるとしているので、それによって専任教員数は異なってくる」と答えているだけです。

第二に、一連の大学関係省令の実施に伴って、すべての大学の学則類が省令方針のままに改定されなくてはならない、と考えることもまた大きな疑問です。

大学に関する一般法規と学内制規の関係をどう設定するかは、大学の自治の観点から見て重大な論点をなす事がらです。学部の内規類が学部自治の重要文書であるのと同様に、各大学の学則・諸内規等は諸省令の示す方針通りにただちに改編されなければならないものではありません。「学内制規制定権」という権限は、少なくとも伝統的には大学自治権の一部として考えられるべきものです。大学に関する一般法の規定をどのように取り入れるか、その裁量権もまた大学が大切に守らなければならないことです。したがって、一般法規に即時に従ったり、ましてや一般法規を読み誤って学則類を改編しようとしたりすることは、大学の取るべき道ではないと思われます。

第三は、現在、日本社会に大学の一般教育の意義を否定していいと考える明示的な意見はない、という点です。

導入されてからすでに四十三年たった一般教育について、戦後議論がなかったかといえば、まったくそうではありませんでした。なかでも、一九五〇年代初めの戦後大学改革への再検討期から六〇年代の高度経済成長期にかけて、とくに産業界・財界から一般教育無用論・専門教育重視論が出たことは、戦後大学史に関心のある人ならよく知っているところです。しかし、現在、産業界といえども、少なくともその総体の意見として、かってのように一般教育無用論を表明しているわけではありません。

現在の大改革の基本線を打ち出した臨時教育審議会答申が、一般教育についてそれなりの評価を記していたことも、すぐ思い起こすことができます。論証を抜きに言えば、二一世紀を迎えようとしている日本の企業は、今、どのような能力を大学卒業生に求めていけばよいか、実のところ定見を持てずにいるのではないかというのが、私の感触です。

もちろん、ハイテクノロジーの時代に照応する情報処理能力、高度の整理能力、記憶力といった漠然とした知的能力が基本的に大切だと位は考えているでしょう。それは受験学力の示す「偏差値」への素朴な信仰に現代企業自身が捕らえられていることからも明らかなのですが、しかし、

企業リーダーたちが求める想像力、洞察力、柔軟な思考力、創造的資性といった新しい能力を、たとえば人事採用担当者たちが常に大学卒業生に求めているとも見えません。

ある国立大学の人間関係科学を標榜する学部は、この数年同じ大学の法学部や経済学部よりもはるかに就職状況がいいそうですが、学部の先生が「うちのような何をやっているか分からない学部の卒業生のどこがいいのですか」と企業に聞いたところ、「専門のよく分からない人のほうがいいのです。何しろファジーの時代ですから」というのが答だったといいます。また、神戸大学は教育学部を発達科学部に再編しようとしているのですが、これまでの状況を調べてみると、就職状況が学内他学部に比べても極めていいことが分かりました。企業の側に聞いてみると、「いろいろな学部を比べてみて、教育学部ほど文科系から理系、芸術系、数学系などたくさんの分野の教育を抱えている学部はなく、学生の能力が多様な学部はない」という理由からであることが分かったそうです。こういう現象のもとで「教育学部が教員養成学部ではなくなっていた」ということに気づかされたのが改編のひとつのきっかけでした。というのが、当事者の感想でありました。

今や企業は一九五〇年代、一九六〇年代と違って、狭義の専門的教養だけを要求するほど単純なものではなくなっていることをこれらの事実は語っていると考えていいでしょう。「理工系卒業生のメーカー離れ」として問題視されている現象も、いわゆる「三K嫌い」といった若者の風潮にだけ起因するのではなく、貿易・金融・損保・情報等々の各分野の企業が、理数的な能力を強く要望していることこそ基本的な原因ですし、逆の現象は、メーカーの側の文科系的教養の需要にも現れているのです。

もちろん、企業格差のもとで、大企業のある部分は大学院修士修了程度の高度の専門的能力を求めていますし、又ある部分は単純労働への従事者を大学に求めているかもしれません。そのような差異を含みつつも、二一世紀をにらむ日本の企業さらに官庁は、少なくとも学部段階の卒業生に、いかなる事態にも対応できる一般的教養の基礎を求めるようになっているということができます。「ファジー」の時代に照応する学識がよい、という需要などは、そのような要求を象徴すると思われます。

もちろん、企業のニーズが大学の存立基盤ではありません。しかし、こうした現象は、大学が一般教育を廃止していいどころか、むしろ逆に二一世紀を生きていく大卒者たちのためにも、これまで以上に一般教育のあり方を考え、

きるでしょう。

□　今後にむけて

では、どのような努力が一般教育充実のために必要でしょうか。

第一に提言したいことは、大学一般教育について戦後説かれたり提言されたりしてきた理論的・実践的提言を、教育者が教育実践史や思想史を検討するときの手法などを参考にされて、正面から顧みていただけまいか、ということです。参考文献はかなりあります。

もっとも、理論を顧みることに限っても、その生かし方はデリケートで、たとえば、戦後新制大学の発足期に南原繁氏や矢内原忠雄氏、上原専禄氏などを代表として説かれた一般教育論が、いますぐに有用性や説得力を持っているかどうかは、疑問です。人文主義的教養観を基本として、理想主義的でエリート主義的な大学理念を必ずしも脱却できない時点において説かれた一般教育論と、高度経済成長と高等教育の大衆化を経た現在二百五十万人の大学生を前に行われるべき一般教育の理論とは、必ずしも直結するものではないでしょう。

しかし、これらの開拓者たちの議論の中には、たとえば「大学ではヒューマニティーの理想」が教えられるべきであり、また「単に知性の啓発のみでなく、人間『性格』の形成、深く豊かな『情操』も含めて『全人』の教育が大学の新しい重要な任務である」と説いた南原氏の論や、戦前日本の高等教育を「疑似的専門教育における一般教育意識の欠如」および「疑似的一般教育における専門教育の意識の欠如」の結合として鋭く批判し、その克服の方法として「自然と人生とに対するある生活態度、精神態度の培養」とをめざし同時に「人間精神の多面的展開」を志向する、そのような一般教育を出発させるべきだと説いた上原氏の論など、十分に吟味に値するものが少なくありません。

これらの論は、たとえば「一般教育の理念・目標は大学の教育が専門的な知識の習得だけにとどまることのないように、学生に学問の習得を通じる広い知識を身につけさせるとともに、自主的・総合的に考える力を養うことにある」（大学審議会答申『大学教育の改善について』）といった平板浅薄な一般教育理解とは際立って異なる、深みを持っています。

第二に、しかし今後の一般教育は、とくにその内容の点

において、人文的教養とは質を異にする現代性を基礎にして構築されていかなければならないでしょう。

たとえば、コンピュータ操作やシステム思考の訓練を含む新しい共通教養、ハイ・テクノロジー理解やその人間への影響の考察、宇宙論を含む世界認識、更に環境・資源・民族等を含む世界理解の方法の教育、第三世界の諸言語の教育、人権や平和の問題に対する諸課題の理解など、一九五〇年代のアメリカ社会でつくられてきたジェネラル・エデュケーションの理念や、中世以来のヨーロッパ社会の伝統のもとでつくられたリベラル・アーツ教育論とは異なる、巨大で現代的な科学論・文明論的ひろがりのもとに構築されていかねばならないでしょう。一般教育を賦活させるひとつの手がかりは、こうした「一般教育内容」への大学人による模索だったと思われますが、それは戦後を振り返ってみても、決して十分には果たされませんでした。

第三に、これは少しも新しい提言ではないのですが、学生の学力理解の重要さがあげられます。結論的にいえば、現在の日本では、新入生に対する一般教育の戦術的目標は、学生たちの「受験学力」の克服にあるといっても過言ではないと考えます。

「正解」とされる知識をセットのままで受容し、それを答案に再現する訓練を経て大学に入ってきた彼らの、学習への「習性」ともいうべきものを打ち砕くのは、容易なことではありません。また、他者への説得力のある日本語の文章を書く、といった訓練も彼らはまったく受けていません。一般入試で苦しまなかった推薦入学者でも、中学校から高校を出るまで読書感想文以外は作文もレポートも一度も書いたことがない、という者が圧倒的なのです。ディスカッションの経験もなく、人の前で発表はおろか話をしたこともなく、座長になったこともない、という彼らに、コミュニケーションの実際を教えることもまた、受験体制下の大学一般教育の重要な役割だといえます。

「大学生は突然ここに現れたのではなく、中・高校教育と受験勉強を経て大学生になったのだ」という事実のなかみを分析的に同僚に示し、今後の一般教育さらには専門教育改革の方途を示唆することは、教育の専門家である教育学専攻者の重要な役割だといえます。

これに関連して、演習を重視すべきだと特記した大学審議会の答申などは、大学教育改革の有力な味方です。演習強化に必要な教員数確保・設備充実などの要求を、今こそ強めなければなるまいと思います。

□ 保健体育のこと

今回の制度改正のもとで、最も衝撃を受けているのは保健体育の先生方である、ということを聞きます。

大学によっては今後体育の先生のポストはいったん空いたら不補充になるのが当たり前だ、と考えられていると聞きますし、学外のスポーツ団体への委託を考えているところもあるそうです。また、教養部を解体した大学では、比較的人数の多い体育系の先生方をどの既設学部に移すかが大きな問題になっているといった噂も耳にします。

この問題にどう対応するかは、かなり難しいと思います。それは、体育の実技と理論の両方を一般教育課程の必修としてきた従来の制度が不可欠かつベストのものといえるか否か、答えがかなり難しいからです。

大学保健体育は、大学基準（文部省令大学設置基準ではなく、大学基準協会が一九四七年に制定した自主的基準）によって新制大学教育の中に取り入れられました。その背後には、大学にリベラルな人間教育を求めた米国教育使節団の勧告があり、また、小・中・高の教育の内容的革新の二つの目標に理科教育と保健体育がおかれていたという事情がありました。当時の大学の前期課程の教育に、それは比較的抵抗なく受け入れられました。

しかし、大学の正課として一斉に課される実技と理論が教育課程の必須の科目であるか否かについてはとくに今日、大学内の世論は必ずしも一致しないでしょう。わたくしの大学でも、一般教育に熱心な先生の間にさえ「クラブ体育に励んでいる学生にあの時間は無駄ではないか」という人もあり、また「そんなに重要な科目ならなぜ専門に入ってから無くなってしまうのか」という人もいます。

体育をどうするか。この問題についてもわたくしたちはいくつかの視点をもっておく必要があると思います。

その一つは、今度の設置基準、さらには大学審議会の答申が、決して大学体育の必要性を否定しているのではない、という事実を確認しておくことです。

たしかに、百二十四単位の卒業必修単位の中に体育は入れても入れなくてもいいようになっていると読めます。しかし、日本体育学会が大学審議会事務担当者に確認しているように、審議会答申は、保健体育活動に対して配慮しています。すなわち、答申は、大学教育では「知的・身体的能力が重視されるべき」こと、「学生の心身の健康の保持・増進が重視されるべきこと」、そして「一般教育等の理念・目標は極めて重要であること」を明示し、その上で、

「豊かな人間性を涵養する」ことを大学教育の目標にすえています。この文章は、保健体育科目がこの目標達成に相当する科目であることを予定し記された文言だというのです。

さらに、体育関係の人達が注目しているように、新しい設置基準では、大学新設の際、これまでは体育学部を設置する場合にのみ体育館の設置を求めていたのですが、今回は体育関係の「学科」を設ける際にもそれを設けることを求める内容になっています。すなわち、省令制定の主旨に体育軽視という意味合いはないというのが事実です（以上については浅見俊雄「大学設置基準の改正とこれからの大学保健体育」『体育の科学』第四一巻八号参照）。

第二の視点は、現在大学保健体育に対して投げかけられる批判や疑問は、まさにそれが前期課程教育の中に閉じ込められていたことからくるのではないか、という点です。

大学が単なる専門的訓練だけに終始するのではなく文字通り「豊かな人間性を涵養する」ことを忘却すべきでないとすれば、体育は「一般教育体育」に限定すべきではありません。それこそ大学審議会答申が一貫して強調している「四年間を一貫した」カリキュラム作りの中に保健体育を組み込んで編成するようにつとめることが、重要だと思われます。

この努力なくしては、日本体育学会が指摘しているように「残念なことに、大学内での教育課程の改訂に関する真剣な議論もされずに、あるいは保健体育関係者が議論に参加する場も与えられないうちに、大学上層部が保健体育科目の廃止を明言している大学もあるやに聞き及んでおります（日本体育学会・全国大学体育連合会長意見書、前掲論文参照）」という状況は打開されないでしょう。

□　自己点検・自己評価について

大学の自己点検・自己評価の必要が設置基準等の中に記されたことも、今回の新しい動向です。東京大学でも、昨年初めから教官懇談会などでこの問題を取り上げましたし、今年中には『東京大学の現状と課題』という「白書」を出版することになっています。わたくしも、学部長の一人として、この挙について任務の一端を担うことになっており、平行して進める学部の自己点検の計画を同僚と相談してつくっています。

わたくしどもの立場は、自己点検活動を「大学・学部の自己革新の一環」として実現したい、という点にあります。文部省の解釈では、あの規定は「努力義務規定」というも

のであり、直接に義務規定ではないということのようですが、とやかくいわれる前に、大学「紛争」後さまざまな学部で教官レベルで進められてきた自己規律活動を発展させ、自主的に作って見よう、ということになりました。

ところで、自己評価・点検活動に関する規定をどう読むか、またその基準や内容をどう考えるかは、多くの大学の経営者や「上層部」で相当に神経をとがらせている問題であるようです。たとえば、前述の私立大学協会の質問・答弁集にはつぎのような一節があります。

〔問〕大学における自己評価については「評価項目」及び「評価体制の整備」について記載されているが、この自己評価について、何か学則に記載する必要があるか。また、記載する場合は、何をどの程度か。

〔答〕基準上は「努力義務規定」としたものであり、大綱化に伴う水準の維持向上のための措置である。自己評価を学則に規定するかどうか、規定するとした場合どのような内容とするかは基本的には各大学の判断である。

〔答〕文部省では、自己評価のマニュアルを考えてはいない。各大学の検討に当たっては、二月八日の答申が参考となろう。

〔問〕各大学における自己評価の実施と行政指導との関係はどのようになるか。

〔答〕各大学の自己評価結果は、財政措置に連動するものではない。(『教育学術新聞』一九九一年九月四日)

努力義務規定なのだから学則に規定したりする必要はない、マニュアルは考えていない、各大学で検討してほしい——どれも当たり前すぎる答えで、質問自体が情けない、と思ってしまいますが、大学内の経営層の心配としては、これが標準的なのでしょう。

ただ、最後の質問、自己評価実施と行政指導の関係については笑止することのできない深刻さを含んでいると思います。文部省の方が「財政措置と連動しない」と先走った答えをしているように読めますが、具体的な質問場面では、おそらく、自己評価の有無が助成金に響くかどうかといった問いがだされたのでしょう。この大学側代表の質問の背後には、大学評価の戦後史の体験が横たわっています。

よく知られているように、日本の戦後の大学では、大学評価は、大学同士の相互評価として出発しました。大学基準協会による相互審査がそれでした。国・公・私立大学が集まって作られたこの協会自身が大学基準・大学院基準・大学通信教育基準を決め、それを適用して新制大学の中から会員大学を決めるというアメリカのアクレディテーショ

ン方式がまず導入されたのです。
しかし、この基準は、同時に文部大臣諮問機関としての大学設置委員会（現在の大学設置審議会）の行政基準としても採用されました。そして、大学基準協会の代表が大学設置審議会委員の半数以上を占めるように選任されるという慣行も成立しました（この慣行は今も守られています）。同じ基準がメンバー審査の基準であると同時に行政基準でもあるという二重性格をもっていたのです。
それは、行政の側からすれば異様な事態でした。しかし、戦後改革の当時、大学を官僚統制から解放し「連合体の自治」を基盤にしてアカデミック・スタンダードをつくるという理念のもとで、こうした基準の二重性が実現しました。
この方式が崩れたのは、占領期間が過ぎ、政治の五五年体制ができ上がった直後の一九五六年十月のことでした。文部省令大学設置基準がこの時つくられ、大学設置認可行政は文部省の手に帰したのです。大学基準というのは今もありますが、それは大学が一定の水準に達しているかどうかを判断して財団法人大学基準協会の会員大学たることを認める機能しか果たさなくなりました。その後、この相互評価基準はすっかり影が薄くなり、基準協会も無力化して、今日にいたっているのです。

簡単にいえば、戦後日本の大学は、設置認可の際のいわば「入り口」の行政評価だけが極めて厳しく、また、産業界による求人に現れる社会的評価は、周知のように大学間格差とともにだんだんに固定化し、大学の存在証明を行う「出口」のところの評価（アメリカやヨーロッパの一部の国では学協会によって厳しく行われている）が無力化する、と言う事態が生まれてしまいました。
今回の大学設置基準の「大綱化」は、「入り口」の厳しさを緩和したと言う意味ではなにがしかの進歩だったといえます。しかし、それでも、「評価に名を借りて、実は大学の内部統制がかえって進むのではないか」という恐れをもつ大学人は少なくありません。先の一問一答の底にあるのも、そうした恐れと共通するものだといえます。
自己評価が進むにつれて、わたくしたちは、その結果が行政機関や外部の権力団体によって恣意的あるいは機械的に利用されることに対して、常に警戒を怠ってはならないでしょう。また、およそ評価や点検等の行為を行う場合には、その主体、基準、そして何よりも目的をはっきりと自主的に定めなければなりません。学内の多様な評価主体による複数の評価も、あっていいでしょう。教育制度、教育実践等の諸研究領域で積み重ねられてきた評価概念の蓄積

を明確に反映しつつ議論していくことも、重要な課題だと思います。

一方、大学基準協会の将来も含めて、自主的な大学団体による研究教育水準の向上を図るという課題、およびそのためのシステムをどうつくるかは、まだ答えが出ていない状態です。わたくしもそのための提言などしたこともあるのですが、今ここで詳述する余裕がありません。

ちなみに、用語の点で自己評価・自己点検と併用されていますが、先述のようにこの行為を自己改革のために使うという立場に立てば、第三者評価を含意する「評価」という語は避けて「点検」の語を使うのが適切だとわたくしは考えます。英語で表現されるときは、university study ということが多いようです。東京大学では、一貫して「点検」という語を使うことになっており、わたくしもそれに賛同しています。

□ むすび

大学が問われる時代は、大学人が大学そのものについて学ばなければならないことの多い時代だと思います。ここでは私の体験も踏まえつつ、いくつかのことを記すにとどまりました。学問論・大学論・大学教育論などのレベルでの、より内容的な議論が重要であることは分かっていますが、この機会は主に制度論的なレベルのことを中心にして記しました。他の専門分野の方々とともに、いつか論じる日があればと思います。